

## 第一章 一般条項

### 第1条（会員）

会員とは、本規約を承認の上、全日信販株式会社（以下「当社」という）に入会の申込みをされ、当社が入会を認めた方をいいます。

尚、会員と当社との契約は、当社が入会を承認したときに成立します。

### 第2条（カードの貸与）

- (1) 当社は会員1名につき1枚のローンカード（以下「カード」という）を発行し、貸与いたします。尚、カードの所有権は当社に属します。
- (2) 会員は、カードを受領次第カード署名欄に自署し、善良なる管理者の注意をもってカードを使用・保管するものとします。
- (3) カードは会員のみが利用でき、第三者に貸与、譲渡、質入れ、担保提供等に使用することはできないものとします。

### 第3条（暗証番号）

- (1) 会員は、入会申込時に暗証番号を届出するものとします。尚、会員は暗証番号が本人確認用の番号であることを認識し、暗証番号に会員の生年月日、電話番号等、他人に容易に推測されるもの及び「0000」「9999」の番号を使用することを避けるものとします。
- (2) 暗証番号は他人に知られないよう十分注意するものとし、会員の故意または重大な過失により、他人に知られたことにより生じた損害については会員の負担とします。
- (3) 会員より本条第1項の暗証番号の届出がない場合もしくは他人が容易に推測し得る暗証番号を届出する等当社が不適切と判断した場合、当社の指定した暗証番号を登録し、会員にその旨を通知することをあらかじめ承諾します。

### 第4条（カード利用可能額）

- (1) 利用可能額は会員が希望する利用可能額の範囲内で当社が審査し、決定した額までとします。
- (2) 前項に係らず、当社が必要と認めた場合はいつでも利用可能額を変更することができるものとします。但し、その増額については会員が要請し、かつ当社がこれを認めた場合に限るものとします。
- (3) 当社が債権保全上必要と認めるときは新たな貸出を中止することがあります。
- (4) 会員は、利用可能額を超えて利用した場合、その他いかなる方法によって利用した場合でも、本規約が適用されるものとします。
- (5) 会員が本カード以外で当社から複数枚のキャッシング機能が付加されたクレジットカードの貸与を受けた場合、これらを使用したキャッシング利用残高の合計は当社が別に定めるキャッシング利用可能額（以下「顧客利用可能額」という）を超えることはできないものとします。
- (6) 当社は入会後においても、貸金業法その他法令の定めにより、収入を証明する書面、その他の必要な資料の提出を求める場合があり、会員はそれに応じるものとします。尚、会員が当社の求めに応じないときは、当社は会員資格の取り消し、カードの利用停止または利用可能額の引き下げ等の措置をとることができるものとします。

### 第5条（カードの機能）

会員は、カードを利用して当社から金銭の借入れを受けること（以下「カードローン」という）ができるものとします。

### 第6条（カードローンの利用）

会員は、次のいずれかの方法により、当社からカードローンを受けることができるものとします。

当社指定の現金自動貸付機（以下「CD・ATM」という）にて、所定の利用方法に基づき、あらかじめ当社に届出た暗証番号（4桁）と希望金額を打鍵したとき。

会員が当社の指定する窓口でカードを提示し、所定の申込手続をしたとき。

会員が当社の指定する窓口へ電話で所定の申込手続きをしたとき。

その他会員が当社所定の方法による借入手続きを行ったとき。

### 第7条（返済方式と利率及び利息計算）

- (1) 本規約に基づく返済方式は、元本均等返済額指定返済と、元利均等返済額指定返済の2種類とします。尚、毎月の返済額は、次表の通り当社が設定した約定返済コースのうちから会員が申込時に指定し、当社が決定した約定返済額（但し、会員の指定がない場合は当社の指定した約定返済額）とします。

#### 元本均等返済額指定返済

利用可能額	～50万円	51万円～99万円	100万円～140万円	141万円～200万円
約定返済 コース	10,000円	20,000円	25,000円	35,000円
	20,000円	30,000円	30,000円	40,000円
	30,000円	40,000円	40,000円	50,000円

#### 元利均等返済額指定返済

利用可能額	～50万円	51万円～99万円	100万円～140万円	141万円～200万円
約定返済 コース	15,000円	25,000円	35,000円	50,000円
	20,000円	30,000円	40,000円	55,000円
	25,000円	35,000円	45,000円	60,000円

会員の申出があり当社が決定した場合は、返済方式の各約定返済コースのうちから該当する利用可能額の約定返済額の変更、翌月支払元本の増額支払ができるものとします。但し、返済方式自体の変更はできないものとします。

- (2) 前項の返済方式のうち、元本均等返済額指定返済の毎月の返済金は、会員が指定し当社が決定した約定返済額と、本条5項による利息を合計した金額とします。但し、残元本が毎月の約定返済額に満たない場合は、残元本全額と利息を合計したものを支払うものとします。元利均等返済額指定返済の毎月の約定返済額は、返済元本と本条5項による利息を合計した金額とし、会員が指定し当社が決定した金額とします。但し、残金と利息の合計が毎月の約定返済額に満たない場合は、残元本全額と利息を合計したものを支払うものとします。
- (3) 本規約に基づく利率は実質年率18.0%（顧客利用可能額が100万円以上の場合は実質年率15.0%）を上限として当社が定めた利率とします。
- (4) 前項の利率は、金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合は、当社の判断により変更できるものとし、利率を変更する旨会員に通知を行ったときは、その通知の発信日をもって利率は当然に変更されたものとします。また、第23条1項の規定に係らず、当社が指定した場合は、同通知の効力が、通知したときにおけるカードの融資残高の全額に対しても適用されることに会員は異議がないものとします。
- (5) カードローンの利息は、当社所定の付利単位及び利率によって計算するものとし、毎月1日から末日までの利息を次月支払日までに支払うものとします。利息の計算は、 $\text{融資残高} \times \text{融資利率} \times \text{借入日数} \div 365$ （うるう年の場合は366）の算式により行うものとします。尚、日数計算は融資残高の異動があった日の翌日から、次に異動があった日の当日までとし、残高の異動がない場合は月末までとします。

### 第8条（カードローンの返済日）

- (1) 口座振替の場合、毎月27日（当日が金融機関休業日の場合は翌営業日）を返済日とします。新規または貸付残高がない場合の借入時の返済開始日は、原則翌月の27日となります。
- (2) 持参の場合、返済日は、会員が入会申込時に申出るものとし、当社の承認のもと15日から月末の間で自由に設定出来るものとします。返済日が当社の休業日にあたる場合は翌営業日を返済日とします。

### 第9条（返済方法）

- (1) 借入金の返済方法は、入会申込書「返済方法」欄に記載された方法によるものとします。
- (2) 返済方法及び返済場所は、当社の指定する窓口へ持参 当社の指定する金融機関預金口座からの自動振替 当

社指定金融機関への振込 当社支店・センターへの現金書留等送金のいずれかとします。

- (3) 会員の返済方法が前項 の場合で、お支払日前に 以外の返済方法で支払われた場合、当社事務処理上お支払日に約定請求額を口座より引落させていただくことがあります。その場合、会員より返還の申出があれば、当該引落金額は返還させていただきます。(尚、引落金額をご返還する以上の責任は負いかねます。)お申出がない場合は、お支払日に支払われたものとして処理させていただきます。
- (4) 本条2項の返済方法のうち、 の場合は、当社への到着日(着金日)をもって返済日とします。

#### **第10条(返済金の繰上返済等)**

- (1) カードローンの残債務額の繰上返済(本規約に基づく債務の全部または一部の返済を本規約に定める約定返済日の前に繰上げて行うことをいう)は、会員が当社に対して事前に連絡の上当社の承認を得て行うものとします。
- (2) 会員は、第1項に定める事前の連絡の際に、繰上返済をする範囲、返済方法及び返済日を指定するものとし、当社は、当該指定に従い当該返済日時点において支払うべき金額をお知らせします。会員は、繰上返済額を当社指定の口座に送金する方法で行うことができますが、当社への到着日(着金日)をもって返済日とします。
- (3) 当社に対する支払いが次のいずれかに該当する場合には、会員への通知なくして、当社が当該支払を当社所定の期日における返済とみなし、当社所定の順序及び方法により、当社に対するいずれの債務(本規約以外の契約に基づく債務を含む)に充当し、または口座振込、郵便為替による返金等を行うことができるものとします。

当社に対する事前の連絡または当社の承認なく行われたとき。

当社に対する事前の連絡及び当社の承認があった場合であっても、事前の連絡の際に指定した返済日と異なる日に行われたとき。

当社に対する事前の連絡及び当社の承認があった場合であっても、事前の連絡の際に指定した返済方法と異なる方法により行われたとき。

当社に対する事前の連絡及び当社の承認があった場合であっても、事前の連絡の際に会員の指定に従い当社がお知らせした金額と異なる金額の支払が行われたとき。

#### **第11条(返済金等の充当順位等)**

- (1) 会員が当社と約定した返済方法以外の方法で会員の当社に対する返済が行われた場合には通知なくして、当社が当該返済を当社所定の時期における返済とみなし、当社所定の順序及び方法により、当社に対するいずれの債務(本規約以外の契約に基づく債務を含む)に充当し、または口座振込、郵便為替による返金等を行うことができるものとします。
- (2) 前項の規約にかかわらず、会員が事前に当社に連絡の上当社の承認を得て、返済範囲、返済方法及び返済日を指定し、当該指定に従い当社が会員に通知した金額を支払った場合には、当社は、会員の支払った金額を当該指定に従い充当するものとします。但し、返済範囲、返済方法及び返済日は、当社所定の範囲、返済方法及び返済日から指定するものとします。

#### **第12条(領収書の交付)**

- (1) 当社は、第9条2項 の方法により当社が返済を受けたときは、直ちに領収書を交付します。
- (2) 会員が自動振替、振込またはコンビニエンスストアにて支払う場合、会員は領収書を受取るために、カスタマーセンターに来店の上受取るものとします。
- (3) 会員が自動振替、振込またはコンビニエンスストアにて支払う場合で、会員が会員の都合により領収書の受取りを拒否、もしくは会員が領収書を受取らない意思が当社にとって明らかであるとき、当社は領収書の交付を行わないものとします。この場合、会員は当社に対し領収書が交付されていないとの主張はできないものとします。但し、後に会員から請求があった場合、当社は領収書を交付します。
- (4) 会員に送付した領収書が当社に返送された場合、当社は通常到達すべきときに会員に到達したものとみなします。但し、後に会員から請求があった場合、当社は領収書を再交付します。
- (5) 会員の責に帰すべき事由により領収書を再交付する場合、会員はそのために要した費用を負担するものとします。

### 第13条（費用等の負担）

- (1) 会員は、当社に対するカード利用による支払金等の支払に要する費用（金融機関の振込手数料、現金書留等の送金手数料またはコンビニエンスストアの収納手数料等）を負担するものとします。
- (2) 会員は、当社より書面による催告を受けたときは、当該催告に要した費用を負担していただきます。
- (3) 会員が改正貸金業法4条施行日以降、第6条によりカードローンを利用した場合、会員は取引1回につき以下の費用を負担するものとします。尚、費用の請求開始時期、請求方法等は別途当社において定め、これを会員に通知もしくは公表するものとします。

取引金額が1万円以下の場合 105円

取引金額が1万円を超える場合 210円

### 第14条（公租公課）

本規約に係る費用等について公租公課（消費税を含む。以下同じ）が賦課されるとき、または公租公課が変更されるとき、会員は当該公租公課相当ないし、当該増額分を負担するものとします。

### 第15条（期限の利益喪失）

会員が次のいずれかに該当したときは、何ら通知催告することなく、当然に期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちにお支払いいただきますとともに、会員としての資格を取消し、またはカードの利用を停止させていただきます。

本規約に基づく支払金の支払いを1回でも怠ったとき（但し、利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有します。）

強制執行、仮処分、仮差押などの申立てまたは滞納処分を受けたとき。

自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。

破産手続、民事再生手続、会社整理、特別精算、会社更生その他裁判上の倒産手続の申立てを受け、もしくは自ら申立てたとき。

カードを他人に貸与、譲渡、質入れ、担保提供等し、当社のカードの所有権を侵害する行為をしたとき。

債務整理のための和解・調停等の申立てがあったとき、または債務整理のため弁護士等に依頼した旨の通知が当社に到達したとき。

その他本規約の義務に違反し、その違反が本契約の重大な違反となるとき。

### 第16条（遅延損害金）

会員がカードローンの支払金の支払いを遅延したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該支払金のうち元金部分に対し、また期限の利益を喪失したときは、借入残元本金額に対して期限の利益喪失の日の翌日より完済の日に至るまで実質年率20.0%の遅延損害金を当社に対して支払うものとします。

### 第17条（届出事項の変更）

- (1) 会員は、当社に届出た氏名、住所、勤務先、支払口座等について変更があった場合には、所定の届出書により遅滞なく当社に通知するものとします。
- (2) 会員は、前項の氏名、住所等の変更の通知を怠った場合、当社からの通知または送付書類等が延着または不到達となっても、当社が通常到達すべきときに到達したものとみなすことに異議ないものとします。但し、前項の氏名、住所等の変更の届出を行わなかったことについてやむを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。

### 第18条（残高等の承認）

- (1) 当社は会員に対し、カード利用による利用明細書または残高通知書を当社指定の方法、時期に送付するものとします。会員が上記利用明細書または残高通知書を受取った後、20日以内に異議の申立てをしなかった場合は、当該利用明細書または残高通知書の残高を承認したものとみなされて異議ないものとします。
- (2) 会員が本規約に基づきカードローンの利用をした場合、当社は会員に対し、所定の事項を記載した「融資ご利用内容のお知らせ」（貸金業法第17条1項書面）を遅滞なく送付します。

- (3) 会員は、カードローンを利用した場合、「融資ご利用内容のお知らせ」の書面交付に変えて、当社が毎月1日から当月末日までの貸付及びその他の取引状況を記載した書面(マンスリーステートメント)を郵送その他当社所定の方法により交付することについて、あらかじめ同意するものとします。
- (4) 会員が、前2項の書面を受け取った後20日以内に異議の申立をしなかった場合は、当該書面記載の残高を承認したものとみなされ異議ないものとします。
- (5) 第3項に定める書面(マンスリーステートメント)の交付開始時期は別途当社において定め、これを会員に通知もしくは公表するものとします。

#### **第19条(カードの紛失・盗難)**

カードの紛失・盗難の場合は、速やかに当社へ連絡の上警察または交番に届出し、当社宛に届出書を提出してください。また、会員に故意や重大な過失があったり、会員の家族等、関係者によって使用されたり、会員規約に違反している場合は、会員がすべての損害を負担することとなります。

#### **第20条(カードの再発行)**

カードは原則として再発行いたしません。但し、紛失、盗難、毀損、滅失等または解約後の再申込の場合には、当社所定の届出をいただき、当社が認めた場合に限り、再発行をいたします。

#### **第21条(退会並びにカードの使用停止)**

- (1) 会員の都合により退会するときは、当社宛その旨の届出を行うものとし、同時にカードを返却するものとします。カード利用による支払金等の未払債務を完済したときをもって退会したものとします。
- (2) 会員が次のいずれかに該当した場合、当社は会員に通知することなく、カードの使用を停止し、または会員の資格を取消することができるものとします。
  - 入会時に虚偽の申告をしたとき。
  - 本規約のいずれかに違反したとき。
  - カード利用による支払金等当社に対する債務の履行を怠った等、第15条各号のいずれかに該当したとき。
  - 会員の信用状態が著しく悪化したとき。
  - カード利用状況が会員として不適格と判断したとき。
  - その他、当社が会員として不適格と判断したとき。
- (3) 前項に該当し、当社がカードの返却を求めたときは、会員は直ちにカードを返却するものとします。
- (4) カード回収に要した一切の費用は会員が負担するものとします。

#### **第22条(提出書類)**

- (1) 当社は入会後においても貸金業法その他法令等の定めにより、収入を証明する書面、その他必要な書面の提出を求められる場合があり、会員はその求めに応じるものとします。尚、会員が当社の求めに応じないときは、当社は会員の資格取消、カードの全部もしくは一部の利用停止または利用可能額の減額等の措置をとることができるものとします。
- (2) 会員が会員規約に基づき提出した書類は、法令等で定める場合または当社が特に認めるときを除き、返還されないことに異議ないものとします。尚、会員が提出した書類は、当社が保護措置を講じた上で所定の期間保管した後、所定の方法により廃棄するものとし、会員はそのことに異議ないものとします。

#### **第23条(規約の変更)**

- (1) 本規約を変更する場合、当社は会員に変更事項を通知するものとします。尚、通知後、会員がカードを使用したときは、会員は変更内容を承認したものとみなされることに異議ないものとします。尚、改正貸金業法4条施行日以降、法令で定める重要な事項を変更する場合は、改めて貸金業法第17条第2項に定める本契約内容を明らかにする書面を交付するものとします。
- (2) 会員は、利息の利率が金融情勢等により一般に行われる程度のものに変更されることに異議ないものとします。当社から利率変更の通知をした後は、前項に係らず、変更後の利率が適用されるものとし、当社が特に指定したときは第7条5項により借入残元本に対して改定後の利率が適用されることに異議ないものとします。

## 第24条（合意管轄裁判所）

会員は、本規約について紛争が生じた場合、訴額の如何に係らず、会員の住所地、及び当社の本社、各支店、センターを管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

## 第25条（本規約及びカードの有効期限）

(1) 本規約に基づくカードローンの借入れができる期間は、契約成立の日から2年間とし、当事者の一方から期間満了日までに何らかの申出がないときは、更に2年間自動更新するものとし、その後も同様とします。

但し、会員の年齢が満65才を超えると自動更新されない場合があります。

## 第26条（債権譲渡）

会員は、当社が本規約に基づく会員に対する債権を取引金融機関（その関連会社を含みます。）特定目的会社、債権回収会社その他の第三者に譲渡または譲渡担保すること及び当社が譲渡した債権を再び譲り受ける場合において次の事項をあらかじめ異議なく承諾するものとします。

(1) 債権譲渡後、当社は譲受人から継続して集金事務を委任される場合があること。この場合、譲受人から会員に対し、当社に対する集金事務委任の終了を通知するまでは、会員は当社に本規約上の債務を各条項に従い弁済するものとします。

(2) 債権譲渡後、譲受人が第三者の集金事務代行会社に集金事務を委任する場合があること。この場合、譲受人から会員に対し集金事務代行会社に対する集金事務委任の終了を通知するまでは、会員は集金事務代行会社に本規約上の債務を各条項に従い弁済するものとします。

## 第二章 個人情報の取扱に関する同意条項

### 第1条（個人情報の収集・保有・利用）

(1) 会員は、会員資格の得失に係らず、本契約（本申込みを含む。以下同じ）を含む当社との取引の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を、当社が保護措置を講じた上で収集・利用することに同意します。

所定の申込書に会員が記載した、もしくは申込みに際して申告した会員の氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、勤務先、家族構成、住居状況（変更情報を含む。以下同じ）

本契約に関する申込日、契約日、カード名称、カード有効期限、利用可能額、カード利用金額、利息額、支払回数、毎月の支払金額、支払方法、振替口座等

本契約に関するカード利用残高、月々の返済状況等、取引の状況ならびに履歴

本契約に関する会員の支払能力を調査するため、または支払途上における支払能力を調査するため、会員が申告した資産・負債・収入、支出、当社が収集し保有・管理するクレジット利用履歴及び過去の債務の返済状況

金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律等に基づいて、本契約を行う者が会員本人に相違ないことを確認するため、当社が収集した会員の運転免許証、パスポート、住民票の写しまたは記載事項等証明等

(2) 会員は、当社が当社の事務（コンピュータ事務、決済事務及びこれらの付随する事務等）を第三者に業務委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、前項により収集した個人情報を当該業務委託先に委託することに同意します。

### 第2条（個人情報の利用）

会員は、当社が下記の目的のために第1条1項の個人情報を利用することに同意します。

当社のクレジット事業・融資事業・保険事業等における宣伝物・印刷物の送付等の営業案内及び、電話等による営業案内

当社のクレジット事業・融資事業・保険事業等における市場調査、商品開発

### 第3条（個人情報機関への登録・利用）

- (1) 当社が加盟する個人情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者、以下「加盟個人情報機関」という）及び当該機関と提携する個人情報機関（以下「提携個人情報機関」という）に照会し、会員及び会員の配偶者の個人情報が登録されている場合には、貸金業法の主旨に則り、会員の支払能力・返済能力の調査に限り、それを利用することに同意します。
- (2) 会員の本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が加盟個人情報機関に下表に定める期間登録され、加盟個人情報機関及び提携個人情報機関の加盟会員により、会員の支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。

登録情報	(株)シー・アイ・シー（CIC）
本契約に係る申込みをした事実	当社が個人情報機関に照会した日から6ヶ月間
本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後5年以内
債務の支払いを延滞した事実	契約期間中及び契約終了日から5年間

- (3) 会員は、加盟個人情報機関及び当該機関の加盟会員が、加盟個人情報機関に登録されている個人情報について、正確性及び最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、個人情報を相互に提供し、利用することに同意します。
- (4) 加盟個人情報機関及び提携個人情報機関は下記の通りです。本契約期間中に新たに個人情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。尚、各個人情報機関の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、各個人情報機関が開設しているホームページをご覧ください。

区分	名称	所在地 電話番号・ホームページアドレス
加盟	(株)シー・アイ・シー（CIC）	〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15F フリーダイヤル 0120-810-414 <a href="http://www.cic.co.jp/">http://www.cic.co.jp/</a>
提携	全国銀行個人 信用情報センター	〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1 TEL 03-3214-5020 <a href="http://www.zenginkyo.or.jp/">http://www.zenginkyo.or.jp/</a>
	(株)日本信用情報機構	〒101-0042 東京都千代田区神田多町 2-1 神田振興ビル 1F フリーダイヤル 0120-441-481 <a href="http://www.jicc.co.jp/">http://www.jicc.co.jp/</a>

- (5) 加盟個人情報機関に登録する情報は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、商品名及びその数量/回数/期間、契約額または利用可能額、貸付額、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、支払日、完済日ならびに延滞等支払状況に関する情報の全部または一部となります。

### 第4条（個人情報の開示・訂正・削除）

- (1) 会員は、当社及び第3条で記載する個人情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

当社に開示を求める場合には、第9条記載のお問い合わせ窓口にご連絡ください。

個人情報機関に開示を求める場合には、第3条記載の個人情報機関に連絡してください。

- (2) 万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

### 第5条（条項の不同意）

当社は、会員が本契約に必要な記載事項の記入を希望しない場合及び本条項の内容の全部または一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。

但し、第2条に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断りすることはありません。

#### **第6条（利用中止の申出）**

第2条による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用している場合であっても、中止の申出があった場合は、取引の規約等に基づき当社が送付する請求書等に記載される営業案内及びその同封物を除き、業務上支障がない範囲で、それ以降の当社での利用を中止する措置をとります。

#### **第7条（契約の不成立）**

本契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は、第1条及び第3条2項①に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

#### **第8条（条項の変更）**

本条項は法令に定める手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。

#### **第9条（お問い合わせ窓口）**

本条項に関するお問い合わせ及び個人情報の取扱いに関するお問い合わせは、下記記載の当社カスタマーセンターまでお願いします。

**全日信販株式会社** 〒700-0823 岡山市北区丸の内1丁目1-4  
登録番号 中国財務局長(10)第00021号  
日本貸金業協会会員 第002822号  
〈カスタマーセンター〉 TEL (086) 227-7151